○津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成２３年１月１８日
津山圏域資源循環施設組合条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第８項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第７項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項第２号から第９号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第２条　報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第３条　管理者は、法第９条の３第２項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、当該報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

⑴　施設の名称
⑵　施設の設置の場所
⑶　施設の種類
⑷　施設において処理する一般廃棄物の種類
⑸　施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
⑹　実施した生活環境影響調査の項目

（縦覧の場所及び期間）

第４条　縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

⑴　津山圏域資源循環施設組合事務局
⑵　津山圏域資源循環施設組合規約（平成２１年岡山県指令市第１号）第２条に規定する組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）の一般廃棄物処理に関する事務を所掌する部署
⑶　前２号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所
２　縦覧の期間は、告示の日から１月間とする。
（意見書の提出先等の告示）
第５条　管理者は、法第９条の３第２項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。
（意見書の提出先及び提出期限）
第６条　意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。
⑴　津山圏域資源循環施設組合事務局
⑵　関係市町の一般廃棄物処理に関する事務を所掌する部署
⑶　前２号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所
２　前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第４条第２項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
（環境影響評価との関係）
第７条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は岡山県環境影響評価等に関する条例（平成１１年岡山県条例第７号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第３条から前条までの規定に定める手続を経たものとみなす。
（他の市町村との協議）
第８条　管理者は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
⑴　施設を関係市町以外の市町村の区域に設置するとき。
⑵　施設の敷地が関係市町以外の市町村の区域にわたるとき。
⑶　施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に関係市町の区域に属しない地域が含まれているとき。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　　則（平成３０年１月１９日条例第２号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。